

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(超過勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める場合に限り、<u>超過勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p><u>2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</u></p> <p>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>超過勤務</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める場合に限り、<u>正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

※ 付則第2項の規定による職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条第1項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第16条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 [略]</p>